

## 浄水水質検査結果書

No. eX160825-001

No. 1/2

大隅鹿屋病院

様

平成 28年 11月 18日

厚生労働大臣登録機関 登録番号第191号  
建築物飲料水水質検査室 福岡県宮崎県27水第6号

株式会社 東洋環境分析センター

宮崎県宮崎市中区下元町1-1-1 00番地  
Tel 0985-24-1166 Fax 0985-24-1166

水質検査部門管理者 延原 亮司

受付日	平成 28年 11月 4日	受付方法	当方採取
採取日	平成 28年 11月 4日	時刻	8時 25分
天候	当日 晴 前日 晴	温度	気温 21.6℃ 水温 20.6℃
検査期間	平成 28年 11月 4日 ~	平成 28年 11月 17日	
採水者	高橋 郷士朗	区分責任者	理化学：蛭原 直輔 生物学：片平 千登世
試料名	飲料水(浄水)	施設名	大隅鹿屋病院
採水場所	9階末端給水	水源種別	-

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	-	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100ml	不検出	-	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.5 未満	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/l	0.03 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
γ-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
塩素酸	mg/l	0.07 未満	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16の2
クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロ酢酸	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
判定		判定・備考内容は最終頁に記載			
備考					

## 浄水水質検査結果書

No. eX160825-001

No. 2/2

大隅鹿屋病院

様

平成 28年 11月 18日

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
ジブromクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
臭素酸	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第18
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.003 未満	0.003	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第17
ブromジクロロメタン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ブromホルム	mg/ℓ	0.001 未満	0.001	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.008 未満	0.008	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表第19
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	16	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
塩化物イオン	mg/ℓ	2.6	0.5	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/ℓ	14	0.5	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表第20
蒸発残留物	mg/ℓ	87	10	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表第23
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第24
ジェオスミン	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.000001未満	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表第25
非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.005 未満	0.005	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第28
フェノール類	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第29
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/ℓ	0.3 未満	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第30
pH値	—	6.8(22.5℃)	—	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号 別表第31
味	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33
臭気	—	異常なし	—	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34
色度	度	1 未満	1	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表第36
濁度	度	0.1 未満	0.1	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第41
残留塩素	mg/ℓ	0.38	0.05	—	—
		—以下余白—			
判 定		上記項目については、水道法の水質基準(浄水)に適合です。			
備 考		検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。			